

境港市ごみ集積施設整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積場所におけるごみの散乱を防止し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として、ごみ集積施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、境港市補助金等交付規則(昭和33年境港市規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ集積場所 境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年境港市条例第20号。次号において「条例」という。）第19条第1項に規定する集積場所（集合住宅の管理者と協議して定めた集積場所を除く。）をいう。

(2) ごみ集積施設 ごみ集積場所に設置する、又は設置されている次に掲げる施設をいう。

ア 条例第19条第1項の規定により占有者が排出する一般廃棄物を集積するための施設

イ 境港市廃品回収推進団体奨励金交付要綱（平成元年10月1日施行）第2条第1号に規定する廃品回収において不要物を回収するための施設で、アと同一のごみ集積場所に設置するもの又は設置されているもの

(3) 整備等 ごみ集積施設を新設又は修繕することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会が実施するごみ集積施設の整備等（前条第2号イに規定する施設のための整備等を除く。）で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの（修繕の場合は、第1号を除く。）とする。

(1) 設置するごみ集積施設が一般及びごみ収集車両の通行並びにごみ収集作業に支障をきたすものでないもの

(2) 耐久性のある材質により製造されたもの又は修繕されるもので、5年以上の使用に耐え得るもの

(3) 第6条に規定する交付決定をした年度内に、整備等が完了できるもの

(4) 整備等が完了した後、自治会が責任をもって適正に維持管理を行うもの

(補助金の交付)

第4条 補助金は、整備等を行うごみ集積場所1か所あたりの補助対象事業に要する経費（ごみ集積施設を設置するごみ集積場所の土地買収費及び賃借料は除く。以下「補助対象経費」という。）に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とし、上限を20万円とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 整備等を行うごみ集積施設に係る補助対象経費が5,000円未満の場合

(2) 整備等に係るごみ集積施設について、当該整備等を予定する日より前5年の間に補助金の交付を受けている場合。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ごみ集積施設整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ごみ集積施設の位置図

(2) ごみ集積施設の構造図

(3) ごみ集積施設の見積書

(4) ごみ集積施設の整備等を行う前の写真

(5) ごみ集積施設を設置するごみ集積場所に係る用地使用承諾書（様式第2号。新設の場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することを決定したときは、その旨をごみ集積施設整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨をごみ集積施設整備補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに、ごみ集積施設整備実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ごみ集積施設の整備等の完了後の写真

(2) 補助対象経費を証明する領収書

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、これを審査し、その報告に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ごみ集積施設整備補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(支払請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、ごみ集積施設整備補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助事業者は、整備等を行ったごみ集積施設を補助事業が完了した日から5年以内に他の用途に転用したとき又は廃止したときは、当該補助事業に係る補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。